

事業計画(案)

令和7年度

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月31日

公益社団法人 京都府府医薬品登録販売者協会

2025年度 事業計画

自 2025年4月 1日

至 2026年3月31日

基 本 方 針

「医薬品登録販売者」は、急進展する医学、薬学の進歩、又少子高齢社会の中で、その置かれている社会的責務の重大性を十分に認識し、安心・安全な社会を地域住民とともに目指す、医薬品販売業者としての責務を全うする為、取り扱う医薬品等についての十分な知識を習得すると共に、順次、開発・販売される医薬品についてもまた十分に研修し、生涯教育の実を挙げ、一致協力して、次に掲げる協会の基本方針を忠実に実行しなければならない。

「公益社団法人 京都府医薬品登録販売者協会」は、公益社団法人としての自覚をもって、公共性の拡充を図り、薬事に関する知識の普及啓発を行うと共に、職能団体として「医薬品登録販売者」の学術的資質と社会的地位を向上させる活動を行い、さらに、「医薬品登録販売者」の職能を通じて府民の保健衛生の向上と薬業の進歩発展に寄与することを目的とする。

新型コロナウイルスは、第5類相当に引き下げられたことを契機に、関心が薄くなっていますが、終息したわけではありません。そこに、インフルエンザの大流行が降り注ぎ、マイコプラズマ肺炎も取りざたされる状況です。

この時期にわれわれ「医薬品登録販売者」が、地域で果たすべき役割には非常に大きいものが有ります。コロナ禍から With コロナ、After コロナへの状況に応じて府民の健康を守り、発展させる様、医療の入口に位置する関係者としての覚悟が必要です。相談されたら的確な対応に心がけ、正しい知識を普及し、府民の健康生活に関与しなければなりません。

また地域医療の促進には、多職種間の連携が重視されています。その中でも「医薬品登録販売者」の積極的な参加が期待されており、一般用医薬品の販売実体を考慮すると「かかりつけ医薬品登録販売者」として広範囲な健康相談者となり、「セルフメディケーション」の支援者、推進者として相応しい、と指摘されています。我々はそれに答えていく社会的責任を持っています。これらを踏まえて、今期も一歩も二歩も前進するよう奮闘しましょう。

事業計画(案)

1. 登録販売者の資質及び職能の向上に関する事業(公益目的事業1-1)

(1) 全日本医薬品登録販売者協会全国統一薬事講習会

(公社)全日本医薬品登録販売者協会が厚生労働省の後援により、都道府県毎に行なう講習会を全国統一薬事講習会と位置付け、さらに内容を充実し、京都府・京都市と協力して、会員・非会員問わず全ての医薬品登録販売者の資質の向上を図る。

(事業内容) 10月、京都市内に於いて実施(90分)

講師：厚生労働省技官

京都府薬務課係官

京都市医療衛生企画課係官

学識経験者

(2) 基準講習会等

都道府県並びに政令指定都市主催の基準講習会を、京都府薬務課、京都市医療衛生企画課と開催し、医薬品登録販売者の資質の向上を図る。生活の高度化並びに多様化する消費者ニーズに対応する為、医薬品登録販売者として必要な薬事・薬学等の知識の向上を図るため、医学・薬学・生理学等の専門の講師を招き、より高度な講習会を開催する。

新しく出てくるウイルス、細菌、疾病などに警戒し、最新情報の中から正しい知識の習得を図り、地域住民の感染防止、病気予防、に役立つよう、活動する。

さらに薬物乱用防止推進のためにも「オーバードーズ」、「危険ドラッグ」、「大麻」などよりタイムリーなテーマも臨機応変に取り上げていく。

(事業内容) 6月、京都市内に於いて実施(90分)

講師：京都府薬務課係官

京都市医療衛生企画課係官

学識経験者

(3) 医薬品登録販売者生涯学習研修会

(公社)全日本医薬品登録販売者協会研修委員会と学識経験者とで作成された、全国統一のカリキュラムで行なう研修会で専門性を高め、副作用等の情報伝達を徹底し、生活者のセルフメディケーションを援助し、地域のヘルス・ナビ・ステーションとして寄与するために年6講座=6月1講座、9月2講座、10月1講座、12月2講座

(540分)を開催し、より店頭販売実践研修にするため「医薬品の販売時における注意点」も考慮に入れて研修する。

医薬品登録販売者研修は、医薬品販売業者が受けさせなければならない、とされていたが、本年度より販売に従事する資格者、従業員は本人が年間12時間以上受講しなければならない、必須の研修会として法的に明記されることとなった。そしてその12時間すべてが通信受講としても良い、事となり京都の協会でもDVD研修、eラーニング等による受講態勢を整えることとする。

講師：学識経験者

(4) 追加的研修の実施と「医薬品登録販売者」試験の準備講習会の開催

持続的研修を行っている機関として、これをやることは大いに意義のあることであり、全薬協と協議しながら進める事とする。内容は以下の通り。

- 1 ガバナンス、法規、コンプライアンス等の基礎的知識に関する講義
- 2 販売現場、店舗棟の管理に即したコミュニケーションに関する演習。
- 3 ①及び②を踏まえた、店舗管理者等に求められる対応についてのケーススタディ

(5) 消費者のための講習会および女性部研修、行政との懇談会事業

地域の消費者に向けて、京都アスニーやラポール京都の貸会議室をお借りして、「医薬品の正しい服用講習会」、「病気にならない身体づくり教室」を開くなど、医薬品の販売と健康への啓蒙を通じて、より一層府民の健康増進に寄与するものとする。

さらに、婦人部が専門知識の蓄積向上に努める為に開催するパール会、我々が本来得意とする漢方、薬膳や中医学の特別研修会も実施する。さらに要請があれば老人ホーム、介護施設等に出張しての「薬の正しい使用法」をアドバイスする為の研修会の実施と、行政と業界、協会の相互理解を深めるために行政との懇談会を開催したい。

講師：学識経験者

(7) 「自主点検表」記入による自己点検事業

自主点検表記入による「医薬品登録販売者」としての自覚を高めるためと、医薬品等の有効性、安全性の確認、店舗の設備、医薬品等の管理状況等を自主的に調査し、一般販売業を営む医薬品登録販売者、薬局・薬店に勤務する医薬品登録販売者、従事登録をしていないが入会している登録販売者試験合格者が、府民にとって安心・安全な医薬品の供給者たるよう意識向上に努める。

自主点検表作成にあたっては、京都府・京都市薬務課の指導を仰ぎ、全ての医薬品登録販売者には回答を義務付けている。本年も実施したい。

なお、結果は京都府薬務課、京都市医療衛生企画課に例年通り報告する（各保健所へも届けます）。

2. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及事業（公益目的事業1-2）

（1）麻薬・覚せい剤・大麻、危険ドラッグ等薬物乱用防止、「薬と健康の週間」に関する事業

麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ禍撲滅は今や全世界的緊急課題であり、京都府が実施される諸行事、京都府が制定された危険ドラッグ防止条例に積極的に協力することは勿論、府民に麻薬・覚せい剤、危険ドラッグの恐ろしさを徹底熟知させる為、街頭啓発運動を行い、啓発資料を店頭等においても繰り返し配布し、追放運動を高めていく。また、運動成就のため、他業界とも連絡を密にし、警察当局、各種関係団体等を交えて協議し根絶できるよう努める。

毎年11月、本会が全国に先駆けて実施してきた街頭キャンペーン「ダメ・ゼッタイ」普及運動は、京都府が主体となり、平成5年より国際麻薬乱用撲滅デー（6月26日）に合わせて行っている。

本年度も各団体とも協力し、京都府保健福祉部、京都市医療衛生企画課、京都府警察本部と共に、四条河原町周辺に於いて実施する。今年は特に我々の関係の深いオーバードーズ問題に注力し、麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ禍撲滅を府民に訴えていきたい。秋に実施されている薬物乱用防止府民大会はこれまで通り運動の中心となって参加していく。

（2）医薬品適正使用普及啓発事業

京都府薬剤師会等と協調し、厚生労働省、薬業団体連合会、京都府の行う「薬と健康の週間」行事に積極的に参加し、府民に正しい薬の使い方と健康の知識を普及啓発することに努めると共に、一般用医薬品、大衆薬（OTC医薬品）の振興を図り、その正しい使い方を周知させることを通じ、府民の健康自主管理の知識を向上させるよう努める。

（3）優良医薬品等の普及および流通の適正化事業

医薬品等の取扱いその他薬事に関する情報の収集および調査研究、書籍等の購入および学会への関係者派遣等により、情報の的確な収集と調査・研究・分析を行い、これらを登録販売者等の利用に供して、優良医薬品等の普及および医薬品による事故防止に努める。

(4) 医薬品等の販売姿勢の適正化の促進

京都府薬剤師会、京都府医薬品小売商業組合、薬業団体、医療関係団体等と販売姿勢の適正化に関する意見交換を実施する等、経営安定に関する資料の収集を行い経営の改善及び安定化を図る。

(5) 献血に関する事業

エイズ、肝炎等の災禍にみられるように、今や国内に於ける純正なる血液の供給は重大なる社会問題である。本会は50余年前より毎年集団献血を実施し、関係方面より高く評価されている、過去には日本赤十字銀色有功章、金色有功章、日本赤十字社社長近衛忠輝様より特別感謝状拝受、公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会として全国運動として取り組んできた献血運動は「昭和天皇記念献血推進賞」を皇太子殿下(現、天皇陛下)直々に拝受する栄にも浴しました。これからも尚一層全会員の協力を以って会員家族は勿論、近隣府民の方々に呼びかけ、昨年と同じ人々の集まりやすいイオンモール五条で、7月13日(日)に実施し十分な血液が確保できるよう努めます。多くの会員様の参加をお願いします。

3. 京都府委託事業「薬草に親しむ会」開催(公益目的事業I-3)

(1)「薬草に親しむ会Ⅱ、薬膳インストラクター養成講座」

平成27年より始まった薬膳インストラクター養成講座は、本年度は初級の募集をおこない、上級受講生と薬膳インストラクターを目指して勉強します。

宮西雅人先生の「薬膳学概論」と阪口順子先生の「薬膳」という2つの教科書を使い、年間約30時間に及ぶ研修を受けています。受講生は数人の落後者はあるものの、終了後は勉強の成果を遺憾なく発揮しておられ、京都府からも良い評価を頂いております。

また、初級は日本新薬山科薬用植物資料館での現地実習、中級は当事業の講師であった森先生ご夫婦が運営されております「チョロギ村」(亀岡市)を見学と実習の場として利用させていただきます。上級は薬膳事業にご指導を頂いております天然薬用資源開発機構理事長 山原條二先生が運営されております「京都薬草の森公園」(左京区花脊)に現地研修させていただきます。

薬膳インストラクター養成講座事業は、健康志向とくに健康寿命を伸ばし平均寿命との差を縮めること、すなわち「健康の基本、毎日の食の積み重ね」を実践して未病を解消してもらうために、薬膳指導者を養成しながら府民の健康リテラシーを引き上げるため、登録販売者協会として率先して事業推進をしたいと考えます。

昨今の状況に鑑み、この講座もリモートによる受講ができないか、主催者である京都府に相談しているところです。

(2) 薬草・生薬研修会

国民の健康志向の意識向上に伴い、薬草・生薬や漢方薬への関心も高まっている状況に鑑み、我々登録販売者の前身薬種商が江戸時代に発祥し専業として関わってきた漢方・家庭薬これに充分対応出来るよう専門学識者を招き、あるいは会員相互の研究発表といった形で、近隣の薬草園での実地研修を行い、一層の資質向上を図りたい。さらに薬膳学との関連学習をはじめ、ここでも健康志向とくに健康長寿を目指した研修と認知症と生薬についての学習も取り入れて、時代に合致した研修会を実施したい。

4. 令和7年度総会事業

(公社)全日本医薬品登録販売者協会総会

日時：6月下旬 13時から 会場：全薬協会館3階会議室

(公社)京都府医薬品登録販売者協会総会

日時：令和8年5月24日（日）10時30分から 京都アスニー会議室（予定）

5. その他事業

- (1) 新年大会 令和8年1月10日（土）17：30よりホテルグランヴィア京都
- (2) 会報「京薬協 新年度号」の発行（年1回4月）、「会員通信」年6回発行
- (3) 会費は、年間12,000円（研修会のある月は+500円印刷代）
賠償責任保険制度は店舗のある方の未。それ以外は自由加盟。
- (4) 優待会員制度も実施が来ています。会の運営に貢献のあった方を対象とします。